

医療情報取得加算に係る掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

■受診の際にマイナ保険証を利用する患者様

初診（月に 1 回）：1 点

再診（3 ヶ月に 1 回）：1 点

■受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様

初診（月に 1 回）：3 点

再診（3 ヶ月に 1 回）：2 点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

恵寿総合病院
病院長 鎌田徹